太白区

監査結果(指摘事項)

(1)随意契約・見積徴収・単価策定の手続について

予定価格が 100 万円を超える委託契約については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。

また,契約事務の取扱いに関する要綱第 11条に基づく「契約事務の手引(平成28年 3月財政局長通知)」では,設計金額の算定 に当たり参考見積書を徴収する場合,設計金 額の見込額に応じた決裁を行い,複数の業者 に依頼するよう努めるとともに,徴収した参 考見積書に基づき積算に用いる単価を決定 するに当たっては,担当課長の決裁を受ける ことを定めている。

ところが、太白区まちづくり推進課では、仙台市太白区文化センター冷却水及び冷温水ポンプ整備業務において、工事と業務が交錯・錯綜する他の部署で発注する近接工事の受注者と契約すれば、工期短縮及び委託金額の縮減が図れるという理由で、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第6号により同業者と特命随意契約を締結していたが、工期短縮及び委託金額の縮減の根拠を同業者からの聴き取りだけで判断して、検証していなかった。

また,予算価格を算出する際に,見積徴収を行わずに近接工事の受注者からの金額の聴き取りから策定し,随意契約の起案前に単価策定の決裁を行っていなかった。

契約の締結に当たっては、関係法令に則り、適正に処理する必要がある。

また,業務委託の設計金額の算定に当たって参考見積書を徴収して積算を行う場合は,設計金額の見込額に応じた決裁を行い,複数業者から参考見積書を徴収し,担当課長の決裁を受けて単価を決定した上で積算するよう適切に事務処理を行う必要がある。

改善措置

監査結果及び随意契約理由の点検を行うよう,太白区内各課公所長へ通知し,所属職員への周知徹底と注意喚起を図った。

まちづくり推進課においては、再発防止を 行うため、新たに作成した契約までの留意事 項を点検するための「各課契約における契約 方法確認フロー」及び随意契約の根拠条項や 該当要件を確認するための「随意契約チェッ クシート」を起案時に、原議に必ず添付する こととし、随意契約理由が根拠条項に該当す るか、決裁時に必ず確認を受けるようチェッ ク体制の強化を図った。

併せて,リスクチェックシートの契約関係 リスク項目に当該内容を追加し,課内打合せ において定期的な確認と職員への周知徹底 を図った。

課内周知日 令和3年3月26日 令和3年4月14日

区内通知日 令和3年6月10日